平成２７年（フ）第８号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2702番地１　桐生メモリアル方
債務者　髙橋　　守
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２６年（フ）第４５１号
川崎市宮前区南平台19番20号　コンフォート宮の森206
債務者　田中　浩人
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第４７８号
川崎市多摩区登戸796番地　大伸参番館402
債務者　尾形　貴子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第４９４号
川崎市宮前区野川3196番地７
債務者　崔　　圭子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第４９９号
川崎市宮前区神木本町２丁目15番13号　グリーンヒルズ向ヶ丘Ａ１
債務者　大塚ひろ子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第５００号
川崎市宮前区神木本町２丁目15番13号　グリーンヒルズ向ヶ丘Ａ１
債務者　大塚　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第５３５号
川崎市川崎区桜本１丁目19番13―３号
債務者　多田　正美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第５３７号
川崎市中原区上小田中５丁目10番14号　メゾン中原203、前住所川崎市中原区上小田中２丁目23番26号
債務者　田子　　修
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第５３８号
川崎市中原区宮内１丁目４番12―203号、前住所川崎市中原区上小田中２丁目23番26号
債務者　田子　ロミ
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２７年（フ）第２号
川崎市高津区子母口188番地１　202
債務者　奥秋　将之
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２７年（フ）第１０号
川崎市幸区古市場２丁目111番地13　ミヤモリ荘101
債務者　小野　なか（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第４４０号
新潟市中央区女池西１丁目１番３号　サンライズアベニューＡ棟101号
債務者　吉野　美香
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第４４４号
新潟市中央区礎町通５ノ町2259番地４　カーサ礎120号
債務者　古沢　和弘
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第１号
新潟市南区鯵潟１丁目８番７号　新鯵潟住宅65号、前住所新潟市南区鯵潟１丁目11番６号
債務者　丸山　　勝
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第２号
新潟市南区鯵潟１丁目８番７号　新鯵潟住宅65号、前住所新潟市南区鯵潟１丁目11番６号
債務者　丸山　　薫
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第１８２号
長野市丹波島２丁目14番地８　コーポみや202
債務者　黒﨑　弥生
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２５６号
長野県松本市大字大村468番地２　斉藤アパート２号
債務者　平賀　克世（旧姓笹澤）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所松本支部